

令和2年第4回仁淀川町議会定例会付議事件

(付議事件)

1. 報告第12号 専決処分の報告について（物損事故に関する和解）
2. 報告第13号 専決処分の報告について（訴えの提起）
3. 報告第14号 専決処分の報告について（訴えの提起）
4. 報告第15号 令和元年度仁淀川町繰越明許費繰越計算書の報告について
5. 報告第16号 令和元年度仁淀川町事故繰越し繰越計算書の報告について
6. 議案第37号 仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
7. 議案第38号 仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
8. 議案第39号 仁淀川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
9. 議案第40号 仁淀川町介護保険条例の一部を改正する条例について
10. 議案第41号 仁淀川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
11. 議案第42号 仁淀川町営農飲雑用水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
12. 議案第43号 高知県収入証紙購入基金条例を廃止する条例について
13. 議案第44号 令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第3号）について
14. 議案第45号 令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
15. 議案第46号 令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第1号）について
16. 議案第47号 令和2年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
17. 議案第48号 財産の取得について
18. 議案第49号 令和2年度仁淀川町交流センター耐震改修工事請負契約の締結について
19. 発委第1号 仁淀川町議会基本条例について

令和2年第4回仁淀川町議会定例会会議録（第1号）

令和2年6月9日（火曜日）

10時00分開会

15時03分延会

出席議員（10名）

1番議員	竹本文直	2番議員	西森常晴
3番	岡田良成	4番	片岡智準
5番	大野弘	6番	西森久雄
7番	野村安夫	8番	左京憲昌
9番	藤崎源彦	10番	若藤敏久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	大石弘秋	副町長	片岡廣秋
教育長	竹本雅浩	総務課長	片岡晴彦
企画課長	古味仁志	税務課長	片岡博
町民課長	津野彰	保健福祉課長	片岡明德
産業建設課長	片岡伸二	会計管理者兼出納室長	下久保幹夫
教育次長	古味実	仁淀総合支所長兼住民福祉課長	坪内武則
池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人	仁淀地域振興課長	神岡孝司
池川地域振興課長	大原成彦		

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	黒川一彦	書記	西村美智
--------	------	----	------

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回仁淀川町議会定例会を開会します。

直ちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、西森久雄君、7番、野村安夫君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題にします。

本件については、6月2日の議会運営委員会で協議をいただいております。

委員長の報告を求めます。委員長、若藤敏久君。

○若藤議会運営委員会委員長 おはようございます。議長の許可をいただきましたので、議会運営委員会の審議結果をご報告いたします。

まず、提出予定議案や一般質問の通告、意見書及び陳情の受付状況や、その取扱い方法等の検討をいたしました。その結果、会期は本日から10日までの2日間とし、1日目の本日は、諸般の報告、議案の上程、提案理由の説明、その後、休憩中に全員協議会を行い、再開後、一般質問を行います。2日目は午前10時より一般質問、付議事件の審議等を行い、閉会といたします。

なお、町長、教育長の行政報告に対する質問は受け付けないこと、また、一般質問の回数は質問事項について3回まで、質問時間は原則として1人1時間、質疑の回数も同一議題は3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。本案に対しまして、ご理解とご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○議長 委員長の報告を終わります。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から10日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から10日までの2日間と決定しました。

なお、本日の会議予定につきましては、先ほど委員長から報告がありましたが、お手元に配付の日程表のとおりでございます。ご了承をお願いいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。議長活動報告はお手元に配付の報告書のとおりであります。監査委員からの例月現金出納検査の報告につきましては、議会事務局に關係書類を保管しておりますので、ご了承を願います。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長の報告を求めます。大石町長。

○町長 おはようございます。本日は、令和2年第4回仁淀川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

初めに、春の叙勲についてご報告申し上げます。

令和2年春の叙勲が4月29日付で発令され、元仁淀川町消防団副団長の上尾勝日己氏が瑞宝単光章を受章されました。上尾氏は、昭和56年7月に池川町消防団に入団以来、分団長や副団長の要職を歴任され、36年余の長きにわたり、一貫して消防活動の第一線に立ち、水害・火災防除と消防防災力強化に献身的な努力を払い、日々自己教養を高めながら率先して団員の資質向上と士気高揚に力を傾注されました。

また、団員に地域内の予防体制についての認識を徹底させるなど、地域住民の生命と財産を災害から守るという消防の最大の使命を実践し、本町消防団の発展に大きく貢献された功績が認められ、受章の榮譽に輝かれました。

このたびの受章を心からお喜び申し上げますとともに、健康に十分留意をされ、これからも本町の発展のためにご指導、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス関連対策等についてご報告いたします。

まず、町民1人につき10万円を給付する特別定額給付金事業ですが、給付金の給付申請は、マイナンバーカードによるオンライン申請を5月11日に、郵送による申請を5月18日に開始し、5月末までに町内全対象世帯の85%に当たる2,500世帯分の申請を受け付けました。給付金は、6月4日までに1,014世帯分、1億9,170万円の振込を完了し、6月11日には、1,486世帯分、2億5,900万円の振込を予定しています。

また、仁淀川町独自の支援策として、町民1人につき5,000円相当分の商品券をお配りすることとし、6月下旬に仁淀川町商工会発行の商品券を世帯主宛てに世帯員数分、書留郵便で郵送するよう準備を進めています。商品券が少しでも町民の皆様のお役に立ち、併

せて町内の消費喚起につながればと願っております。

なお、商品券の使用期間は令和2年7月1日から令和2年12月31日までの6か月間で、町内の加盟店で利用することができます。

また、高知県は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、4月24日から5月6日まで、県内の飲食店、宿泊施設等への休業や営業時間の短縮を要請し、要請に協力した事業者には、1事業者当たり市町村負担分10万円を含む30万円の高知県休業等要請協力金を支給することとしました。県は、5月末までに、町内の20余りの対象事業者のうち、未申請や手続中の事業者を除く16事業者の支給手続を完了しています。

また、休業や時短営業をしたものの、県の協力金の対象事業者とならなかった町内の飲食業等10事業者については、町独自で1事業者当たり15万円を支給する仁淀川町休業等要請協力金を創設し、支援することとしました。この町の協力金は、6月4日までに全ての対象事業者が申請を終え、支給についても、6月10日に振込予定の1業者を残すのみとなっています。

また、教育委員会が実施した保育園児、小中学生、高校生への不織布マスクの配布に併せ、5月下旬に、区長の皆様のご協力により、町内居住者へ不織布マスクを配布しました。1世帯につき50枚入り1箱をお配りするとともに、高校生以下を除く世帯員が多い世帯には、追加分も配布しています。

また、町が関係するイベントのうち、これまでに実行委員会等によって、残念ながら、第63回池川清流まつり、令和2年度茶霧湖まつり、第6回仁淀川町くいしんぼマラソン大会、「つかみどり in 長者川」の中止が決定しています。

続きまして、仁淀川町のふるさと納税制度、仁淀ブループロジェクト寄附金の令和元年度実績についてご報告いたします。

昨年度は569件で総額1,247万2,000円となっており、平成30年度が486件、総額1,023万5,000円でしたので、件数で83件、総額では223万7,000円の増となっています。

ふるさと納税については、昨年6月より新制度がスタートし、過度の返礼品競争などを避けるため、改正地方税法により返礼品を寄附額の3割以内の地場産品に限定し、ルールを守る自治体のみ税優遇を認める制度へと移行しました。

本町においても、このルールを遵守し、ふるさと納税の返礼品である地場産品の商品開発やPR拡大を、仁淀川町観光協会と連携して取り組んでいます。

本町に対する地域別の寄附件数は、関東が243件、近畿136件、中部65件などとなっております。

り、高知県内からも21件の寄附がありました。また、返礼品の件数では、土佐文旦が188件と最も多く、続いて、池川一番茶126件、ヒノキまないた120件、竹細工61件などとなっています。

今後も、清流仁淀川を中心とした環境保全や伝統芸能の保存・継承、起業支援や移住施策、来町者へのおもてなし事業や子育て支援事業などを応援してもらえるよう、関係者と協力して、仁淀ブループロジェクト寄附金の充実に取り組んでまいります。

次に、3月に策定した仁淀川町自殺対策計画についてご報告いたします。

自殺対策基本法の改正により、生きることの包括的な支援として、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務づけられました。

仁淀川町では、国が定めた自殺総合対策大綱の基本理念、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、仁淀川町総合福祉計画の基本理念でもある「住み慣れた地域で、お互いに支えながら、いきいきと暮らせ、一人ひとりの“人”を大切にする町」を基本理念とする仁淀川町自殺対策計画を策定しました。基本理念の実現を目指すために、自殺総合対策大綱により示された5つの基本方針、1、生きることの包括的な支援、2、関連分野の有機的な連携の強化、3、対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動、4、実践と啓発を両輪とした推進、5、関係機関の役割の明確化と連携・協働の推進に沿った、総合的な自殺対策を推進してまいります。

最後になりましたが、今議会に提案しております18件の案件の内訳は、物損事故に関する和解の報告や、支払いを請求する訴えの提起に関する専決処分報告など、専決処分報告3件と、繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書の報告2件、条例の一部改正議案6件、条例の廃止議案1件、令和2年度補正予算の議案4件、財産の取得に関する議案1件、工事請負契約の締結に関する議案1件となっております。

これらの議案等の提案理由につきましては、副町長から説明いたしますので、ご審議の上、適切にご決定を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 次に、教育長の報告を求めます。竹本教育長。

○竹本教育長 皆さん、おはようございます。教育委員会関係の行政報告をいたします。

まず、年明けから猛威を振るい始めました新型コロナウイルス感染症の影響についてご報告します。

学校の状況につきましては、長者小学校を除く4つの小中学校で入学式の簡素化などを

行い、4月7日に新年度がスタートしましたが、長者小学校では地域にPCR検査を受けた方がいるとの情報があり、1日遅れのスタートとなりました。

しかし、県下の感染拡大が収まらない状況の中で、県教委からの要請もあり、1週間後の4月14日から24日まで臨時休業とし、その後も感染症の勢いが衰えなかったことから、5月10日まで臨時休業を延長することといたしました。

また、学校に合わせて放課後子ども教室も休業としましたので、どうしても家庭での見守りが難しい児童につきましては、小学校で受け入れていただき、1日平均で2名程度の利用があったと報告を受けています。

その後、県内の感染状況が落ち着いてきたことから、県の「臨時休業期間の延長及び学校再開の考え方」に基づき、本町の状況区分が最も軽度の段階にあると判断し、5月11日に学校を再開して、通常どおり授業を行っております。

再開後にそれぞれの学校訪問を行いました。心配していたような子供たちの動揺も、大きな混乱もなく、比較的落ち着いた毎日が送れているように見受けられました。

ただ、今回のほぼ1か月に及ぶ長期休業の影響で、修学旅行が延期となるなど、年間計画の大幅な修正が必要となってきております。特に、不足している授業時数の確保については、小学校で10日間、中学校で20日間ほど夏休みを短縮しなければならない状況となっており、再度休校となれば、厳しい学校運営を強いられることになるのではないかと危惧しております。

また、放課後子ども教室については、学校に合わせて休業しておりましたが、同じく11日から再開しており、こちらも今のところ心配するような事案はないと聞いております。

ちなみに、保育所につきましては、1人で家庭にいることができない年齢であるため、学校休業期間中も通常どおりに受入れを継続しております。

そして、社会教育施設につきましても、同時期に使用中止などの措置を取っていましたが、現在は感染予防対策をしっかりと取っていただいた上で、各団体の判断に基づき活動を再開していただいております。

次に、毎年行われております中学校総合体育大会及び地区大会については、全国規模の大会が中止となり、計画変更となりましたが、地区大会は行わないものの、県大会は開催の方向で検討されていると聞いておりますので、子供たちの活躍に期待したいと思います。

続いて、仁淀川町交流センターの耐震改修工事につきましては、5月28日の入札において、株式会社晃立が2億3,136万3,000円で落札をいたしましたので、本議会に工事請負契約の

議案を提出しております。議決後は早期完成を目指していきますが、現在、1階駐車場の天井に、県の絶滅危惧Ⅱ種に指定されておりますコシアカツバメが巣を作っておりますので、その保護も考えながら、影響を最小限に抑えて施工したいと考えております。ツバメの巣立ちの時期は8月頃ということですので、大きな影響はないものと考えております。

また、池川保育園の新築工事については、新型コロナウイルス感染症の影響で、東京の設計業者との打合せが制限されたことや資材の確保等で遅れていましたが、5月下旬から掘削が開始されました。着手が遅れたことによる工期の延期等については、池川保育園と施工業者との間で調整中ですが、完成は3月頃になる見込みだと聞いております。

最後に、本定例会に提出しております教育委員会関連の補正予算についてご説明いたします。

池川保育園の新築工事が繰越事業になったことにより、国庫補助金であります保育所等整備交付金の一部が令和2年度分の歳入となるため、民生費国庫補助金に4,304万2,000円を計上しております。

歳出では、今回の新型コロナウイルス感染症の影響でオンライン学習の環境整備が急務となったため、GIGAスクール事業等を活用してタブレット端末などを購入する経費として、教育振興費に282万1,000円、仁淀地区の3つの多目的集会所の老朽化が進み、改修工事等が必要となったため、地域振興基金を財源として、公民館費に工事請負費2,800万円と備品購入費395万円を計上しております。

適切にご審議をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 次に、総務教育民生常任委員会所管事務調査について、委員長の報告を求めます。所管事務調査については、委員長の報告のみといたします。総務教育民生常任委員会委員長、藤崎源彦君。

○藤崎総務教育民生常任委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務教育民生常任委員会、この調査について、調査の結果を会議規則第76条の規定により報告します。

お手元の資料の2枚目をご覧ください。

総務教育民生常任委員会報告。

議会基本条例に係る会議規則等関係法令との整合性について検討し、今議会に仁淀川町議会基本条例（案）を上程するに至った。

調査の経過はお手元の資料のとおりでございます。

調査の結果、本条例（案）を今議会に上程する。

以上、報告書を提出いたします。

○議長 ありがとうございました。

以上で報告を終わります。

引き続き、安居溪谷「宝来荘」備品類存在確認特別委員会所管事務調査について、委員長の報告を求めます。所管事務調査については、委員長の報告のみといたします。安居溪谷「宝来荘」備品類存在確認特別委員会委員長、片岡智準君。

○片岡安居溪谷「宝来荘」備品類存在確認特別委員会委員長 議長の許可をいただきましたので、安居溪谷「宝来荘」備品類存在確認特別委員会の結果報告をいたします。

報告の詳細については、お手元に配付しております委員会調査報告書のとおりでございますが、時間の都合上、簡単に申し上げます。

さきの定例会において、議員から、安居溪谷「宝来荘」において、現在の管理者から多くの什器類がなくなり、営業に支障を来し、困っている旨の発言がされた。しかし、執行部側から納得のゆく答弁が得られず、特別委員会が立ち上げられた。

委員会では、延べ7回にわたり、関係者を招致し、事情聴取あるいは現地調査などを重ね、先ほど申しました報告書のとおり取りまとめ、提言をいたしました。

内容の詳細は事後閱讀いただくとして、かいつまみ結果を報告しますと、宝来荘は3町合併前の旧池川町当時に設立された施設で、構造物は相当老朽化し、施設設備なども故障、また、使用されていた物品類も相当使い古した状態になっています。

宝来荘の施設は、設立当時、10の施設から成り立っているが、指定管理制度の契約上は全て「安居溪谷宝来荘」として一括指定されています。その際の詳細については、関係者等も退職し、知るすべはなかったのですが、町の物品管理台帳には限定された物品のみが掲載され、施設個々で保管管理されていた物品類等の記録は大半がなく、また指定管理者に確認させた記録等も存在しない。また、契約上では1年ごとの事業報告の規定なども設定され、相当詳細な取決め内容となっているが、規定は形骸化し、毎年、収支決算をもって代替されていたと推認される状況で推移をしています。

以上の状況が確認されるに至り、委員会では、指定管理制度運用開始時における委託者側と指定管理者側の間では十分な相互理解がされないままに運用が開始された結果、このたびの状況を招いた一因となっていたこと、それに、本制度がスタートし30年近い年月が推移し、建物や野外施設、さらには物品を含み、それぞれの損傷破損具合などを検証する

ことなく、更新あるいは再指定されていた。このことは歴年の町関係者が関与していたが、大半が退職し、また、内容的には時効が成立していることから、責任問題は不問とし、今後の指定管理制度の適正な運用を図り、このたびの轍を踏まないために、別紙の先ほど申し上げました調査項目、6項目の提言と、さらには付言を付しまして、本委員会を終了することといたしました。

以上です。

○議長 以上で報告を終わります。

議案の上程を行います。

日程第4、報告第12号、専決処分の報告についてから、日程第21、議案第49号、令和2年度仁淀川町交流センター耐震改修工事請負契約の締結についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認を願います。

日程第22、執行部に提案理由の説明を求めます。報告第12号から議案第49号まで一括して、片岡副町長。

○副町長 おはようございます。それでは、今議会に提出しております報告並びに議案につきまして、順次ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いします。

報告第12号、専決処分の報告について。

下記事項について専決処分したので、地方自治法第180条の規定により、議会に報告する。

記

1. 事故の概要 令和2年3月12日に、原石山倉庫から現場へ公用車で出発しようとしてバックした際、後方の確認不足により直進してきた相手車の右後方側面に衝突し損害を与えた事故。
2. 和解の内容 (1) 仁淀川町(以下、「町」という。)は、本件事故による損害賠償金として、金52万91円を相手方が指定する口座に送金して支払う。
(2) 町及び相手方は、本件事故に関し、前項の金額以外に一

切の債権債務関係がないことを確認する。

3. 和解の相手方 住 所 高知県吾川郡仁淀川町

氏 名 A氏

4. 和解年月日 令和2年5月27日

令和2年6月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この報告は、公用車が相手側車両に衝突し損害を与えた事故の和解について、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定により専決処分をしていたものを報告するものでございます。

議案書の2ページをお開きください。

報告第13号。

地方自治法第179条第1項の規定により、簡易水道滞納使用料、町営住宅滞納家賃及び損害金の支払いを請求する訴えの提起について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和2年6月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この報告は、議案書3ページの専決処分書のとおり、以前、仁淀川町の町営住宅に入居していた、現在、土佐市在住のB氏を相手方として、滞納家賃等の支払いを請求する訴えを提起するために、5月26日に専決処分したので、議会に報告し承認を求めます。

請求額は、町営住宅滞納家賃及び損害金114万5,800円及び水道滞納使用料6万2,140円、合わせて120万7,940円となっております。なお、訴状は6月5日に高知簡易裁判所に提出しております。

続きまして、議案書の4ページをお願いします。

報告第14号。

地方自治法第179条第1項の規定により、町営住宅滞納家賃及び損害金の支払いを請求する訴えの提起について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和2年6月9日提出、仁淀川町大石弘秋

この報告は、先ほど報告第13号で報告した訴えの提起に関連するもので、議案書の5ページの専決処分書のとおり、以前、仁淀川町の町営住宅に入居していた、現在、土佐市在住のB氏の町営住宅入居に係る連帯保証人であった仁淀川町在住のC氏並びにD氏を相

手方として、滞納家賃等の支払いを請求する訴えを提起するために、5月26日に専決処分をしたので、議会に報告し承認を求めるものでございます。

請求額は、町営住宅滞納家賃及び損害金の114万5,800円でございます。なお、訴状は6月5日に高知簡易裁判所に提出しております。

議案書の6ページをお開きください。

報告第15号、令和元年度仁淀川町繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和元年度予算において、議会の議決を得た繰越明許費について地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり議会に報告する。

令和2年6月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この報告は、7ページのとおり、繰越明許費について繰越計算書を調製して議会に報告するもので、計算書記載の21事業、4億1,950万2,000円を繰り越したしております。

続きまして、議案書8ページをお開きください。

報告第16号、令和元年度仁淀川町事故繰越し繰越計算書の報告について。

地方自治法第220条第3項の規定に基づき翌年度へ繰り越した事故繰越しについて、同法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり議会に報告する。

令和2年6月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

9ページをご覧ください。

この報告は、工事中の林道上名用居線災害復旧工事の事故繰越しについて繰越計算書を調製して議会に報告するもので、計算書記載のとおり、令和元年度の繰越明許費分及び現年度分の予算、合わせて1億3,562万2,000円を繰り越ししております。

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

議案第37号、仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年6月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、議案書11ページのとおり、条例の一部を改正するもので、これまで委員等の日額報酬は公務のため実際に執務した日数に応じて支給していましたが、新型コロナウイルス感染防止のために在宅で書面決議等の職務に従事した場合にも、日額報酬が

支給できるよう改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の12ページをお願いします。

議案第38号、仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年6月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、議案書13ページのとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の国保税の減免規定を設けるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案書14ページをお開きください。

議案第39号、仁淀川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年6月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、議案書15ページから16ページのとおり、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給できるよう、条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の17ページをお願いします。

議案第40号、仁淀川町介護保険条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年6月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、議案書18ページのとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の介護保険料の減免規定を設けるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書19ページをお願いします。

議案第41号、仁淀川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年6月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、議案書20ページのとおり、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者への傷病手当金の支給に係る受付事務等の規定を設けるため、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案書21ページをお願いします。

議案第42号、仁淀川町営農飲雑用水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町営農飲雑用水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年6月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、22ページのとおり、森山地区に設置しております仁淀川町営農飲雑用水施設に新規加入するための負担額を定めるため、条例の一部を改正しようとするもので、負担額は簡易水道施設や飲料水供給施設と同様に10万円としております。

続きまして、議案書23ページをお願いします。

議案第43号、高知県収入証紙購入基金条例を廃止する条例について。

高知県収入証紙購入基金条例を廃止する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年6月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

従前、町内での高知県収入証紙の取扱いにつきましては、民間では高知銀行池川支店のみとなっていたため、役場で高知県収入証紙を購入して売りさばくために当該基金を設けていたものでございますけれども、このたび、高知県農協吾川支所及び仁淀支所でも取り扱ってもらえることとなったため、役場での売りさばき業務を取りやめることとし、本条例を廃止しようとするものでございます。

議案書25ページをお願いします。

議案第44号、令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第3号）について。

令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年6月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和2年度仁淀川町一般会計補正予算書（第3号）の1ページをお開きください。

令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第3号）。

令和2年度仁淀川町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,636万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億6,912万7,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

令和2年6月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

まず、歳入の詳細につきましては、8ページから13ページをご参照ください。

8ページ、12款分担金及び負担金の営農飲雑用水施設加入分担金20万円は、森山地区の営農飲雑用水施設の新規加入見込み2世帯分の補正でございます。

9ページ、14款国庫支出金の通知カード・個人カード関連事務補助金274万8,000円は、地方公共団体情報システム機構へのマイナンバーカード事務負担金に係る補助金の補正、保育所等整備交付金4,304万2,000円は、池川保育園整備補助金の補正、感染症対応地方創生臨時交付金439万5,000円は、新型コロナウイルス対策として国の第1次補正予算で本町への交付が決定していた6,797万8,000円のうち、町の5月臨時議会で歳入歳出予算に財源として計上した交付金を除く計上残の交付金の補正でございます。

10ページに参りまして、15款県支出金の民有林道事業費補助金500万円は、林道大峠北浦線開設工事に係る補助金の補正、公立学校情報機器整備費補助金252万円は、タブレット端末等の購入に係る補助金の補正でございます。

11ページ、16款財産収入の120万円は、高知県収入証紙購入基金の廃止に伴うものでございます。

12ページ、18款繰入金の財政調整基金繰入金2,891万7,000円は、一般財源の調整に係る減額補正、仁淀地域振興基金繰入金6,207万2,000円は、仁淀地域の振興事業の財源として充当するための補正でございます。

13ページ、21款町債には、県営林道2路線及び林道大峠北浦線開設事業に係る過疎債2,410万円を補正しております。

続きまして、歳出に参ります。14ページをご覧ください。

14ページ、2款総務費のうち、1項総務管理費の消耗品費299万2,000円は、指定避難所のパーティション等整備のための補正、教材備品407万9,000円は、小中学校のタブレット端末購入のための補正、通信運搬費50万円は、新型コロナウイルス対策の実施に伴う補正、基金繰出金3万円は、高知県収入証紙購入基金への繰出金でございまして、同基金の廃止

に伴う売りさばき手数料の調整に係る補正、機械器具費300万円は、仁淀地域振興基金による川渡コミュニティセンター、長者複合集会施設の音響機器購入のための補正、4項戸籍住民基本台帳費の通知番号カード事務負担金274万8,000円は、地方公共団体情報システム機構へのマイナンバーカード事務負担金の補正でございます。

15ページ、3款の民生費のうち、1項の社会福祉費の機械器具費50万円は、仁淀地域振興基金による高齢者創作館の音響機器購入のための補正、2項の児童福祉費のシステム改修委託料65万3,000円は、児童手当のシステム改修委託料の補正でございます。

16ページをお願いします。4款衛生費のうち、1項の保健衛生費の直診会計繰出金165万円は、大崎診療所のエアコン購入費に係る繰出金の補正、消耗品費28万6,000円は、総合健診で使用するフェイスシールド等の購入のための補正、3項の水道費の簡水会計への繰出金260万円は、土居配水区改修工事の財源として繰り出すための補正でございます。

17ページに参りまして、5款農林水産業費のうち、1項農業費には仁淀地域振興基金による農道沢渡線開設工事費2,200万円及び仁淀多目的研修集会施設照明LED化工事費530万円の補正のほか、2世帯の新規加入に伴う森山地区の営農飲雑用水施設整備工事費210万円の補正、2項の林業費には林道大峠北浦線開設工事費1,000万円のほか、県営林道シバゴヤ線及び下土居桧谷線の県営林道事業費の負担金1,915万1,000円を補正しております。

18ページをお開きください。6款商工費の仁淀ブルー観光協議会負担金400万円は、仁淀川流域のプロモーション動画作成に係る負担金の補正でございます。

19ページ、9款教育費のうち、1項教育総務費の教材備品282万1,000円は、小中学校のタブレット端末の購入費の補正でございます。また、4項社会教育費は全て仁淀地域振興基金の活用事業で、泉川多目的集会施設ホール空調新設工事費300万円、同施設の屋根改修工事費1,300万円、別枝上区多目的集会施設及び沢渡多目的集会施設の屋根改修工事費それぞれ600万円の補正のほか、泉川、別枝上区及び沢渡の3つの多目的集会施設の音響機器等備品購入費395万円を補正しております。

以上の結果、歳入歳出の補正額は歳入歳出それぞれ1億1,636万円となっております。

議案書に戻って、26ページをお開きください。

議案第45号、令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年6月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和2年度仁淀川町特別会計補正予算書（国民健康保険）（第1号）の1ページをお開きください。

令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度仁淀川町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億962万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年6月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

補正の詳細は6ページから9ページをご参照ください。

まず、歳入のうち、6ページ、4款県支出金の特別調整交付金160万円は、新型コロナウイルス感染等に係る傷病手当金の支出があった場合に交付される交付金でございます。

7ページの6款繰入金の財政調整基金繰入金5万2,000円は、財源調整のための繰入れでございます。

次に、歳出の8ページ、2款保険給付費の傷病手当金160万円は、新型コロナウイルス感染等に係る傷病手当金の補正でございます。

9ページ、4款保健事業費の手数料は、健診結果の情報提供等に係る手数料を補正してございます。

以上でございます。

議案書に戻って、27ページをお開きください。

議案第46号、令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第1号）について。

令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第1号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年6月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の特別会計補正予算書（直診大崎診療所勘定）（第1号）の1ページをお開きください。

令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第1号）。

令和2年度仁淀川町の国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第1号）は、

次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億145万9,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年6月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

歳入歳出の詳細は、6ページ、7ページをご参照ください。

今回の補正は、大崎診療所のエアコンの故障に伴うエアコン購入費165万円を補正するもので、一般会計からの繰入金165万円を財源としております。

議案書に戻って、28ページをお開きください。

議案第47号、令和2年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

令和2年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年6月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の簡易水道事業の補正予算書（第1号）の1ページをお開きください。

令和2年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度仁淀川町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,476万5,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年6月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

歳入歳出の詳細は、6ページ、7ページをご参照ください。

今回の補正は、土居配水区にある教員住宅への配水管の水圧を確保するための工事請負費260万円を補正するもので、一般会計からの繰入金260万円を財源としております。

議案書に戻って、29ページをお開きください。

議案第48号、財産の取得について。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得することについて、議会の議

決を求める。

記

1. 契約の目的 令和2年度（町単）仁淀川町消防団小型動力ポンプ積載車購入事業
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約金額 962万5,000円
4. 契約の相手方 株式会社 藤島
代表者 住 所 高知市南川添1-28
氏 名 代表取締役 藤島正守

令和2年6月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案は、仁淀川町消防団用居班に配備する小型動力ポンプ積載車1台の購入について、別紙資料のとおり5月28日に指名競争入札を行った結果、株式会社藤島が落札したもので、予定価格が700万円以上であったため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

30ページをお開きください。

議案第49号、令和2年度仁淀川町交流センター耐震改修工事請負契約の締結について。

下記の工事について、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

記

1. 契約の目的 令和2年度仁淀川町交流センター耐震改修工事
2. 契約の方法 地域密着型一般競争入札
3. 契約金額 2億3,136万3,000円
4. 契約の相手方 株式会社 晃立
代表者 住 所 高知市桜馬場8番20号
氏 名 代表取締役 嶋崎勝昭

令和2年6月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案は、旧中央公民館を仁淀川町交流センターとして耐震補強及び老朽箇所の改修等を実施するため、別紙参考資料のとおり、5月28日に地域密着型一般競争入札を行った結果、株式会社晃立が落札したもので、予定価格が5,000万円以上であったため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議

決を求めるものでございます。

以上で私からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩にします。

午前 11時08分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23、一般質問を行います。

質問の順序は、既に配付をしているとおりです。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

通告第1号、議席番号8番、左京憲昌君の質問を許可します。左京憲昌君。

○8番 議長の許可をいただきましたので、発言をさせていただきたいと思います。

今、皆さんご承知のように感染が拡大しております新型コロナウイルス、今朝のネットのニュースによりますと、国内でも累計感染者が1万7,000人を超えていると、それから累計の死亡者でも900人を超えているという状況、それで一方、世界的に見ると、累計の感染者数は680万人に迫るといふ、また、累計死亡者も40万人に迫るといふような大変な状況でございますが、これに不幸にして亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、治療中の方々の一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきたいと思います。

まず、事項の1番、新しい大崎橋の建設について、3つの切り口からお尋ねをしたいと思っております。

まず1番目は、上流2案、下流1案の施工性、経済性の比較検討をされるということでしたが、その結果は出たんですか。いかがでしょう。

それから2番として、向口など、仁淀川右岸地区との協議の現状をお聞きします。

それから3番目は、町長も、前回もおっしゃっておいでましたが、できれば今年から県のほうにも事業採択をお願いしたいということでございましたが、その状況をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。大石町長。

○町長 左京議員の大崎橋に関してのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、上下流3案の比較検討についてでございますが、調査委託の結果によりますと、旧吾川中の下流側への案が、橋梁施工ヤードの確保や橋梁取付け部分への影響が上流側2案と比べて小規模であり、経済性においても、比較案の中では最も実現性の高い案であると考えております。

地区への協議につきましては、もう少し現実性が図られた段階で協議を行ってまいりたいと考えております。

また、県との協議の中で、令和3年度に5,000万円の測量設計調査委託費を概算要望しておりますが、これもアクセス道路の測量設計と橋梁の予備設計までの調査委託費でございますので、橋梁の本設計まではまだ1年ぐらいかかるものと思われまます。いずれにしましても、国からの財源の確保が厳しい状況でございますので、現在の橋の機能を維持しつつ、事業に取り組んでまいりたいと考えております。

今、国もちょうど、国土強靱化に向けた緊急3か年計画も本年度で終わります。今後においても、やはりインフラ整備等に向けての、国土強靱化に向けた、やっぱり緊急対策、必要じゃないかということで我々も要望しておりますが、そういった国、県に対しても、引き続き要望しながら進めてまいりたい、このように思っておりますが、やはりこの大崎橋、かなり長大な、非常に事業費も膨大な大事業になるわけでございますが、今、県にも早期に着手できるようお願いしておるわけでございますけれども、やはり予備設計、本設計と、本体工事にかかるまでには2年ぐらいかかるだろうというお話もいただいておりますし、実際、工事にかかっても、現在の予算状況を見ますと、やはり長期にかかるだろうというお話もいただいておりますが、少しでも早く着工できるように、我々としても、今後とも県、国に要望もしてまいりたい、このように思っておりますので、また議会の皆さん方につきましても、そういったことでまたご支援、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 再質問はございますか。左京憲昌君。

○8番 前に走り出したのかなという感、それはありがたいと思いますが、事前の通行止めとかいうことがある地区もございますので、どうしても、橋ができればいいよねというようなレベルの話ではなくて、どうしてもそういうことを。

○議長 暫時休憩します。

午後 1時05分 休憩

午後 1時06分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

左京議員、最初からよろしくお願ひします。

○8番 今の町長のお話で少し前へ進みかけたのかなと思いますが、ただ、あの橋はできればいいよねというようなレベルの橋ではございませんので、どうしても事前の通行止め、雨量規制があるような地区でございますので、そのところを、うんと声を張り上げて、とにかくやるまで頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○議長 大石町長。

○町長 左京議員の再質問にお答えしたいと思います。

今、左京議員のほうからお話ございましたように、大変重要な路線でありますし、地域にとっては非常に欠くことのできない重要な橋だと思っております。大変、予算的にも厳しい状況がございますけれども、そういう地域の実情というものをしっかりと訴えながら、やはり少しでも早く架設ができるように進めてまいりたいと思っております。

ただ、やはり長大橋でございます、かなりの大きな事業になるわけでございますが、今、県との話をする中で、ワンスパンでいくのか、ツースパンにできないかとか、あるいはもう少し橋梁の高さを低くできないかとか、いろんな話も出ておりますので、そういったところをしっかりと予備設計の中でして、そしてまた、ある程度煮詰まった段階で地域の方々にも説明できるようにしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 再々質問、ございますか。

それでは左京議員、2問目、質問、よろしく。

○8番 2問目につきましては、町有財産とか備品類についての管理の状況をお尋ねします。

それで、まず①のほうですが、町有財産や備品等は十分な管理がなされているのか、それについての資料の提示と説明をお願いしたいと。自分たちは、あの宝来荘の問題をはじめ、結局買うまで、予算化するまでは職員の皆さんも一生懸命だが、いざ予算化されて、購入したら、どこに行ったか分からんというのが普通にまかり通っていたんじゃないかなと、そういう感を持っておりますが、その辺りを含めてご答弁をいただきたい。

それから、②、③については、令和元年の6月議会で議案第37号において出てきたこと

について、1年間たちましたので、町のほうのその後の動きをお尋ねするものでございますが、宝来荘の備品等所在不明の件は、管理者が替わって、引継ぎも十分であったのかなということを含めて調査をするというご答弁をいただいておりますが、調査の結果や調査の内容を詳細にお聞きしたいと思います。

それから、③でございますが、調査の時間等をもっといただきたいということでございましたが、ちょうど1年経過しましたが、調査結果と、それから責任の取り方というか、はじめはどのようにつけられるのかをお聞きしたいと思います。

それから4番目は、宝来荘の教訓が他の同じような指定管理、これは指定管理でもいろいろ分野があって、福祉であるとか保育までを私は申し上げているわけではないんですが、そういう宝来荘のような業務形式の指定管理について、ありゃ、しもうた、まいった、あんなことじゃいかんということで、どういう取組をされているのか、そこにこういう資料を今度新たにつくってやっているとか、そういうことを含めてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長 執行部、答弁をお願いします。大石町長。

○町長 左京議員の町有財産や備品等の管理状況についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、町有財産や備品等の管理については、これまでも各所属において台帳を作成し、管理してまいりましたが、内容の不備等のご指摘をいただき、再三調整し、整理しておりました。昨年度より監査委員からのご意見もいただき、各部署で作成する調書を統一し、その調書の写しを総務課に提出するようにしております。

総務課から各部署に対して、年度内に購入や廃棄もしくは所属替えをした備品について、前年度末に整理した調書に追記する方法により、皆様のお手元にお配りしている備品現在高調書、備品台帳でございますが、の記載例を示して、3月上旬に作成依頼をしております。各所属で整理した備品現在高調書の写しを総務課に提出していただき、整理するようにしております。

参考に、皆様のお手元に産業建設課より提出のあった備品現在高調書、いわゆる備品台帳の写しをお配りしておりますので、ご確認ください。備品現在高調書につきましては、各所属部署で保管、管理するとともに、総務課においても写しを保管し、重要物品等の管理や保存状況の把握に努めるようにしております。

次に、宝来荘の備品等、所在不明の引継ぎの件についてでございますが、仁淀川町安居

溪谷森林総合利用施設のこれまでの管理者は、現在の指定管理者、安居溪谷株式会社を含め8団体になります。安居溪谷「宝来荘」備品類存在確認特別委員会でもご報告いたしましたとおり、宝来荘オープン時の管理者から次の管理者に替わる平成13年度では、備品台帳が整理されていきました。その後の備品確認や台帳整理について、これまで関わってきた職員に確認しましたが、実施されていなかったとのことで、大変申し訳なく思っております。

次に、調査に時間を求められた件については、平成31年1月から12月まで備品管理、令和2年4月まで台帳整理と備品の突合作業に時間を要しました。安居溪谷「宝来荘」備品類存在確認特別委員会でもご報告いたしましたとおり、備品のうち、平成27年度に購入した小型冷蔵庫及びガスコンロ、平成26年度に購入したソファベッドが確認できませんでしたが、平成27年度に購入した掃除機については、バンガロー近くの倉庫で発見されました。今後は指定管理者と十分に連携を図り、備品管理の共有に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、調査結果と責任の取り方とのご質問でございますが、町有財産や備品等の管理については、それぞれの部署において適正な管理に当たっているところではありますが、今回、こうした事態を招き、ご迷惑をかけることになったことは大変残念なことで、申し訳なく思っております。その責任は管理している部署にあるとはいえ、こうした事態を招くに至った、この責任は町長たる私にあるものと考えており、まずはしっかりと検証し、こうした事態を二度と繰り返すことのないよう、より一層の適正な管理に向けて取り組んでいかなければならないと考えております。その上で、責任の取り方についても、議会の特別委員会のほうから調査報告、そして提言書等もいただいておりますので、それらを踏まえて今後の対応をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、他の指定管理物件にどのように生かされているかについては、今まで担当部署でそれぞれ結んでいた協定書を、高知県の協定書を参考に、総務課より、皆様のお手元にお配りしている基本協定書と年度協定書の記載例を担当部署に提示して、それに基づき協定を結ぶこととしております。これにより、指定管理者の管理する施設、設備、物品を別に定めることとしており、それぞれ担当部署ごとに整備を進めております。439交流館で物品等を管理している備品台帳及び写真を参考にお配りしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

再質問、左京議員。

○8番 今おっしゃったのは、この赤で書かれたりしている部分ですね。この中には、後ろのほうに明細表と、それから写真とついておりますが、今までのやつには全然こういうものがなかった。そういうことで、契約書というの、文言の、ただ飾りを、人の受け売りでコピーしただけの話で、チェックには何にも使えなかったということだと思いますので、これをつくるまでは一旦、今までほったくりになってきたわけですから、大変かもわかりませんが、これをしゃんとして、ちゃんとした整理をしていただいて、それから、代々管理者が替わろうとも、引継ぎができてなかったとかいうような形というのは、それは、町長は職員に対してどんな指示をしているんだろうと不思議でならないんですが、民間でしたらこんなこと、人に預けるものの明細もついてない、それで瑕疵であったら業者が負担する、そうじゃなかったら町が負担するとかいうことだけを書いた契約書でものを預けたりすることは絶対にありません。

それで、これは様式というのは分かりますが、これの中にも「不明」ということがありますが、不明では困るので、やっぱりこれは、調査は全部して、調査を全部した結果、不明ならそのときに処分をして、きれいにしてください。とにかく、あつたにかあらんというものをずっと羅列されても、我々はそのものを見たことがあるわけではないし、皆さんの良心に訴えるしかないんですが、やっぱりきれいに、今年の決算の段階ではきれいに、とにかく整理をしてスタートしてください。

以上、よろしくお願いします。

○議長 執行部、答弁。大石町長。

○町長 左京議員の再質問にお答えしたいと思います。

備品あるいは物品の管理につきましては、我々も常に慎重に取り組むようにしておったわけでございますが、特に指定管理者の関わる施設について、やはりその辺りが不十分で、きちっとした引継ぎができていなかったということが大きな問題だと思っております。

そこの辺りで我々も再度指示をして、今、きちっと見直しをしているという話をしておりますが、やはり年度当初、そして最後の年度末、この辺りがやはりきちっと対比をして確認できるような状況を取っていくべきじゃないかというふうに思っております。

それと、途中で壊れた、あるいは非常に使えなくなったとか、こういったものについて

は、やはりきちっと手続を取って、きちっと台帳にそのいきさつを記載して、やはり整理をしていくということも大事だと思っておりますので、今お話しいただいたことにつきましては、今後、そういったことをしっかりと注意しながら適正な管理に生かしていきたい、こういうふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長 再々質問はございますか。左京憲昌君。

○8番 今の町長のお話のように、引継ぎがなかったではなくて、引継ぎがちゃんとされるような職務分掌にしてやらないと、いつの間にか担当者が2代、3代と替わっている間に手を抜かれるというか、管理がされない状態になるというのは非常にまずいので、それは、町長の口からそういう言葉は聞きたくなくて、これからの管理を引き継げるような体制にしてもらうことを私は望んでおります。

○議長 町長、答弁。

○町長 左京議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

本日、この安居の施設の関係で調査報告書も、特別委員会のほうからもいただいております。それから提言書もいただいております。そういったこともしっかりと踏まえながら、今言われたような形で適正な管理に努めていく、こういうことでひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で左京憲昌君の質問を終了いたします。

通告第2号、議席番号4番、片岡智準君の質問を許可します。片岡智準君。

○4番 議長の許可をいただきましたので、計2点ほどの質問をさせていただきます。通告第2号、議席4番、片岡智準です。

まず、1点目の質問は、避難所対応段ボール箱の準備についてということで、具体的にお尋ねいたします。

現在、世界的に流行しているコロナウイルスについて、第1波については世界的に終息に向かっている印象が持たれています。しかし、このウイルスについては、目に見えず、かつ常夏の国にも広がっており、インフルエンザのように死滅する時期が分かりません。つまり、一旦終息したかに見えても、いつ第2波、第3波が来るか、現時点では全く予測できないウイルスです。第2波が台風シーズンと重なり、多くの避難者が出た場合、避難所での密集は避けて通れない状況が予測されます。その対策として、平穏な時期に、密集対策として効果的な段ボールを今から準備しておくことが重要と思われるが、十分な量を備蓄しているか、お尋ねいたします。

1点目、終わります。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。大石町長。

○町長 片岡智準議員の避難所対応段ボール箱の準備についてのご質問にお答えをさせていただきます。

町内の指定避難所は、順次避難所運営マニュアルの作成を行い、マニュアルの作成後に、避難所で必要な物品について、作成に関わっていただいた方と協議し、県の助成を受けて整備を行っております。

ご質問の段ボールは間仕切り用のものではないかとも思われますが、避難所運営マニュアルを作成した避難所には、段ボールではありませんが、間仕切りワンタッチパーティションを整備しております。ただし、これから避難所運営マニュアルを整備する避難所や、これまでに整備した避難所においても、今回の新型コロナウイルス感染症を予防する対応などは検討されておられませんので、十分な量は備蓄できておりません。今後、避難所運営マニュアルを作成した後の整備を行う避難所においては、感染症対策を考えた整備を予定してまいりますが、ご質問のとおり、早急に準備する必要があります。

現在、新型コロナウイルス感染症への対応としての計画に、避難所用のパーティションや換気用サーキュレーターの購入を計画しております。しかし、全国的な需要の増大により、納入時期が見込めないことや、備蓄場所を確保する必要があることなどから、整備に時間を要することが見込まれておりますが、これからまた台風シーズンを迎えるわけでございますので、少しでも早急に整備ができるよう進めてまいりたい、このように考えております。

○議長 再質問はございますか。片岡智準君。

○4番 今、町長から、マニュアルに基づく準備が着々と進んでいるということは聞きました。ただ残念かな、パーティションで仕切ると言うてますけども、最もコロナについてつぶさに検討しますと、最も効果的なのが段ボール。ただ、段ボールは場所を取りますので、場所的なものを考えたら、多くの箇所を広げていくというようなことも一緒にしていただきたいなというふうに思っていますし、というのは、飛沫感染は地上20cm、コロナが浮遊するのが20cmぐらいと言われておりますし、基本的には下の床に落ちるというものです。ただし、毎日そこを人が出入りすると、やっぱり20cmぐらいは浮くということですので、特に段ボールが効果的というように聞いておりますので、段ボールは何とか準備をしてやったらどうかなど。

それと、もう1点は、コロナで一番重要なことは手洗いです。手洗い箇所がやはり少ないのめいかなものかなというふうに思いますけど、こういうような庁舎みたいなどころにおれば、そこに幾つもありますので、流水が出る場所が多いんですけども、やはり公民館とか、そういったところになりますと、手洗い場所が少なくなりますので、最も効果的なのは手洗い。これさえすれば基本的には感染しないというようにうちの息子も言うて、これが一番大事だというふうに言うておりましたので、手洗い箇所の確保と段ボールは最低していただけるよう努力していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 執行部、答弁。大石町長。

○町長 片岡智準議員の再質問にお答えしたいと思います。

質問にもありましたように、本当に感染症を考えた避難所、これは本当に頭が痛い問題でございまして、今、全国的にも大きな問題になっておるのが、今までの収容予定人員からいくと物すごく限られてくると、こういったことで、避難所もかなり数を考えておかないと対応できないだろうということ、かなり、民間のホテルとか、いろんなところを今、模索をしておるようでございますし、今までの避難の在り方も含めて、自宅の高所へ逃げてくださいとか、2階へ逃げてくださいとか、こういったことも今後工夫をしていかなくちやならんのではないかとということですが、ご質問をいただきましたように、やはり避難所の在り方、こういったことも検討しながら、今言った段ボール箱、あるいはパーティション、こういったものも確保して行って、やっぱりこの感染症の対策と併せて、きちっとした避難体制ができるような形は我々も考えていきたいと、こういうふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長 再々質問はございますか。

○4番 ありません。

○議長 それでは2問目、よろしく。

○4番 またまた2問目もほぼコロナに関することになってしまいましたけども、コロナウイルスについての教訓ということで、2点目の質問をいたします。

このたび流行したコロナウイルス、行政としても多くの問題や準備しておく課題が出てきたのではないかと。例えば一律10万円が支給される給付金、オンライン申請をすれば早期の受取りが可能になるなどの広報がされ、いざスタートすれば、政府レベルの考え方と国民の間には相当の温度差があり、結果としてアナログ的な手続のほうが迅速に対応された。

つまり、パソコンの普及が進み、情報機能が迅速化されても、発信者側と受ける側のレベルが拮抗しておれば問題はありませんが、実態は相当の隔たりがあります。この例を1つの教訓にすべきで、今後の業務について、パソコン一辺倒に頼ることではなくて、見直しをするいい機会になったのではないかなというふうに思っております。私も行政のことは、どういうことがいろいろということはずぶさに分かりませんが、そんな中で教訓が出れば、出たならば、それを幾つか紹介させていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長 執行部、答弁。大石町長。

○町長 片岡智準議員のコロナウイルスについての教訓のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問にありました特別定額給付金のオンライン申請手続についてでございますが、今回の給付金については準備期間が非常に短く、各システムが独立したものになっていたことが混乱した一番の要因だと思われまます。

本町でも、オンライン申請システム、住民基本台帳システム、給付金システムと、全て独立したものになっております。そういった中で、郵送申請に関しましては、事前にシステム改修を行い、住民基本台帳システムと連動していたことで、申請書への記載する内容をできるだけ簡便化し、限定できる状態へとすることができた結果、比較的、記載誤りが少なく、円滑な給付金支給につながったものと思われまます。

また、本町では、テレビ等で報道されているような窓口での大きな混乱はございませんでしたが、暗証番号を忘れた方が若干おられ、新しく暗証番号を設定することにより、申請手続を終えられております。

オンライン申請での受付を先行したことにより、郵送での申請より早く給付を行っております。現在、役場で行っている住民記録や税務に関する業務は、複雑かつ煩雑な事務となっており、これを円滑かつ迅速に行うことを目的とした電子計算処理の住民情報システムは基幹システムと呼ばれております。このシステムは、データを一元管理することにより、データの更新に関連した処理をリアルタイムに連携することが可能となり、業務効率の飛躍的向上を実現しております。また、本庁と支所の間での連携をはじめとした窓口連携機能を備えておりますので、本庁、支所、出張所において、窓口サービスの向上につながっております。

このように、電子計算システムは事務の効率化や時間の短縮、人的ミスをなくすため、

必要不可欠となっております。今後においても、社会全体のデジタル化などに的確に対応して、持続可能な形で行政サービスを提供することができるよう、新たな技術を活用した行政のデジタル化を進めることは必要であると考えております。

住民に対する行政サービスについては、多様化する要望などに対応できるよう、デジタル化に対してはより適切な説明を行うとともに、そのほかの方法によるサービスをなくすことなく、引き続き住民サービスの向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 再質問はございますか。

○4番 確かに、町長の答弁にあったように、パソコンという非常に効率的で能率の上がる、こういう機械は必要不可欠です。不可欠だからこそ、私があえてこの質問をしたのは、実は、結局頼り切りになると、というのは、これに頼るといことは、国全体、全てがそういう向きに動いているのではないかな、というのは、考えが全てそっちに偏っていているというのを少し懸念して、あえてこれを実は持ってきたんですけども、この質問をした背景というのは、この『おうちえ』というのを健康福祉課から出ておりました。つぶさに全部読みました。これを読んで、皆さんが何とも感じんかったんかなと思うんですけど、ちょっと疑義に感じたのは私だけやったかなと。

仁淀川町はコロナ陽性者ゼロです。高知県で74人ですけども、今や40日以上、一個も出てません。そういう仁淀川町でこれが、私は考えたら、これを見たら、全部東京都民とか大阪府民を対象に書かれた内容です、ほとんど全部が。仁淀川町でこんなことしゆう人、1人もいないんじゃないかなというように思うてます。

何が言いたいかというと、やはり仁淀川町に対してこういうものを出すのであれば、おうちの中におるんじゃないなくて、外へ出ても大丈夫なんですよ、コロナは。仁淀川町に菌がない時期であればというか、まず山へ行ったら1人も、1つも菌がありません。コロナは、こういう表面がつるつるした面には72時間しかいないんです。まして仁淀川町には1人もいないわけですから、山へ行ったらコロナはいません、1匹も。

そんな中で、何をほんなら、おうちの中でせいでも、仁淀川町は至るところに人もいないし、山でまず草刈りをするとか、道の草を刈って地域貢献をするとか、そういう活動に目を向けてほしかった。そういうことを出してほしいけど、東京の人は、残念ながらそういう発想はまず湧きません。ちょうどこの時期に、お茶の時期です、お茶摘みに手伝いに行ったら喜んでいただける。密集する、密閉するって、誰も菌を持ってないんですから、マスクをせんでも、どんな大きな声でしゃべっても、菌というコロナはうつりませ

ん、絶対に。人間の体の中にあっても、飛沫感染で触らなければ、空気感染はないと言われておりますので、空中でこっちが吸い込んでということはないわけです。いわゆる口の粘膜、目の薄い粘膜、そういったところから入る。ウイルスは単独で行動できません。ウイルスは細菌を食って生活し、増殖をし、臓器の中で増えていくものであって、空気中に1匹でおって生きるものではないんです。そういう知識さえあれば、なんぼお茶を取るときに隣のおばちゃんとしゃべりもってお茶取っても、喜んでもらえるだけで、ウイルスは感染しませんので、そういうウイルスに関する知識ということも何一つ、これで見たら、何かそういうことをしても感染するような内容になっています。

取りあえず、仁淀川町民に向く内容で、別にお茶を取りに行ったり、草を引けというわけじゃありませんけど、農耕作業をする、そういったことのお手伝いをする、そういったことに目を向けてやれば、何もこういう時間の過ごし方せいでも、動けば夜の食事もおいしいし、そして時間がたつのは早いですし、支え合いというのは、あんな体操をして支え合いって、私らに言わせたら、ばかと違うかというようなイメージを持ちました。お茶を摘んでやったほうがずっと喜んでもらえて、お互いが支え合いになっています。

そしたら、やはり自然の中でそうして生活していくことによって、正直言うたら、私自身がコロナの時期に拘束された感じも一切ありませんし、毎日、朝、ハウスへ行って、草刈りをし、草むしりをし、そして帰って来、夜飯を食うて、好きなような生活をし、全く拘束されたような、制限を受けたような感じを持っておりません。これを少なくとも東京でつくった人、こういったものに、こういった人は、こういう経験がないから、こういう文で、さもええかのごとく出しているだけで、ここに仁淀川町の町民が加わってるんですかい、ここはどうや、これはどうやという提案をしてほしかったというのがわしの本音です。

そういうことで、やはり東京の人が考えることは、仁淀川町において考えるのと全く違うということをまず知っていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長 暫時休憩します。

午後 1時42分 休憩

午後 1時42分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。大石町長。

○町長 片岡智準議員の再質問にお答えしたいと思いますが、片岡智準議員のほうからお話があった、私も確かに都市部と中山間地域では非常に違うと思っています。

ただ、その冊子については、それなりに一定の取組を表したものだと思っております、やはりそういった中で、田舎であれば3つの密、3密を避けることができるわけですから、やはりそういった中で、自然の中で日常の生活をし、仕事もしていくということは可能だと思っております。

ただ、新型コロナウイルス、相手が見えないわけですから、これはやはりしっかりと気をつけていく必要があるかと思っておりますが、今いただいた意見、私も一部、そういったところは同感するところがございます。ひとつ、それはまたそれで参考にしていただいて、この感染症の予防に向けて、町民を挙げて取り組んでいきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

片岡議員、先ほどの発言について、記録に残すために再度。

○4番 言うた場所は分かりませんが、「ばか」と言ったこと、「あほ」に訂正するつもりもございませんし、その発言については削除をお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。再々質問はございませんね。

○4番 はい。

○議長 以上で片岡智準君の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時44分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告第3号、議席番号3番、岡田良成君の質問を許可します。岡田良成君。

○3番 議席番号3番、岡田でございます。議長の許可をいただきましたので、3点ほど質問をさせていただきます。

今朝ほどから、町長の報告の中にも、コロナウイルスについては、るる詳しいご説明がありました。そしてまた、片岡議員からも質問がありました。その意味で、私は今、新型コロナウイルスの問題で100年に1度の危機であるというところの問題を頭に重視をいたしまして、質問をさせていただきたいと思っております。

我が仁淀川町にもマスクの不足ということで、随分皆さん方、心配をしておられました

けれども、仁淀川町はいち早く手作りのマスク、そしてまた、先日は1所帯当たり50個のマスクを配布していただきました。町民の方々は大変、本当に感謝の意を唱えておりました。

私は先日、国のほうから配布をされるということで、マスクを手元のほうに頂きました。国はこのマスクの費用に466億円ということ、そしてまた、マスクの検品とといいますか、そういう費用について8億円というふうな多額のお金を投じておるように思います。私もマスクは期待しておりました。そしたら、マスクは小さいマスクで、見れば、布であるけれども、ちょっと黄色な色がおおっているというようなマスクが届きました。また、町民の方々についても、そしてまた、私自身についても、今、マスクは手元に30個ほどあります。要りません。町民の方々も、今さらこんなマスクをもらっても仕方がないというのが多数の方々の意見であります。この多額のお金について、国はどのような形で配付をしたのか、あるいはその費用について、皆さんの税金にひっくり返ってくるということを思ったときに、今、町民の方々からも言われるように要らない。

私はすぐ、先日、それをもらったときに、厚生省のほうに電話しました。要らんぜよと。無駄なことをしゅうがどうということよと。そしてまた、466億円という総額と、そしてまた、先日の新聞には260億円というような話もちょっと書いておりましたけれども、どちらが正しいか知りません。しかしながら、町民の方々にしても、私にしても、本当に無駄なマスクというふうな感じを受けて、今日、この議会で言うべきことではないかもわかりませんが、無駄なことをしてもらいたくないというふうな私の感情から、ちょっと申し上げました。

先ほども言いましたけれども、町長のほうからは、今、コロナウイルスの対策について、こういうことをしたよというふうな報告も聞いてまいりました。先ほど、町内の特別定額給付金なんですけども、1戸当たり10万と、こういうことでありますけども、今、町長の報告の中では、2,500世帯の方々から申請が来ておるといふふうにお伺いいたしました。まだ、世帯数を引いたら、2,931だったら、四百三十何件ほど、まだ申請がないということに思うんですが、まだ申請されてない方々についてはどういう状況になっているのか、あるいは全世界帯に配付ができるような把握ができるのかということ、まずお伺いしたいと思います。

それともう1つは、内容に申し上げませんが、今、仁淀川町から、いわゆる飲食店街に休業してほしいと要請をした店舗、事業所が何件ぐらいあるかお伺いしたいと思いま

す。まず、その点からご答弁を願いたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。大石町長、答弁。

○町長 岡田良成議員の新型コロナ対策についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、特別定額給付金についてでございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要があり、医療現場をはじめとして、全国各地で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連携して一致団結し、見えざる敵と闘いという、国難を克服しなければならないと示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的とした特別定額給付金事業において、町民1人当たり10万円の給付に向け、取り組んでおります。

冒頭の行政報告でも申し上げましたが、5月末現在で全世帯の85%に当たる2,500世帯の方が申請済みとなっております、その後においても順次申請が届いておるようでございます。

給付金の給付状況でございますけれども、6月4日の時点で1,014世帯、1,917人に振込を完了しております。また、6月11日には新たに1,486世帯、2,590人の方に振込が完了する予定となっております。定額給付金事業につきましては、町民の皆様全員が受け取ることができるよう、今後におきましてもきめ細かな対応を心がけてまいりたいと考えております。

次に、そうした中で、子育て世帯への臨時特別給付金でございますが、この対策は新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の1つとして、児童手当を受給する世帯、ゼロ歳から新高校1年生のいる世帯に対して、臨時特別給付金を支給する取組となっております。先ほど申しました対象となる児童に対し、1人につき1万円を支給するものでございます。6月5日には152世帯、335人について支給を完了しております。まだ一部の方の申請書が届いておりませんが、その旨、連絡させていただいておりますので、今後、支給に向け、随時取り組んでまいります。

次に、休業等要請交付金や地域流通商品券についてでございますが、5月議会臨時会の補正予算で議決をいただきました飲食店や宿泊施設等への休業、営業時間短縮要請に応じただいた事業者への高知県休業等要請協力金、これは1事業者当たり30万円の給付に対する10万円の負担金や、県の休業等要請協力金の対象とならなかった町内事業者への仁

淀川町休業等要請協力金、1事業者当たり15万円の支給、また、全町民に7月から半年間、町内店舗で使用できる仁淀川町商工会発行の地域流通商品券の給付を行うこととしております。

行政報告でも申し上げましたが、高知県休業等要請協力金について、高知県は町内20余りの対象事業者のうち、未申請や手続中の事業者を除く16事業者の支給手続を完了しております。仁淀川町休業等要請協力金については、6月4日までに全ての対象事業者が申請を終え、支給についても6月10日に振込予定の1事業者を残すのみとなっております。

地域流通商品券は、町民1人につき5,000円相当分の商品券を6月下旬に世帯主に郵送するよう準備を進めております。

以上でございます。

○議長 再質問はございますか。岡田良成君。

○3番 今、町長の答弁を聞いたときに、仁淀川町の町民にはかなり仁淀川町も配慮されたと、そしてまた、マスクの件につきましても、先ほど申し上げたとおり、そういうことで、本当に町民の方々もありがたく思っております。

そしてまた、給付についても、先ほど申し上げましたけども、全戸に特別給付金が渡るように、申請をしなかったら役場の職員から行って、給付をしたらどうですかと、高齢者の方々、まだその理屈が分からない方もおろうと思うんですよ。だから、全員の方にこの特別給付金が手渡るように、手厚い援助をしてもらいたいというふうに思います。

そしてまた、コロナウイルスについては、まだまだ二次感染があろうということでありますけれども、引き続き感染の拡大がならないように、そんな意味の広報等について、やっぱり配布をお願いしたいと。本当に今コロナウイルスで国内、あるいは仁淀川町の方も、直接感染はしていませんけども、そういう意味の被害はありますので、できるだけそういうことについての配慮をお願いしたいということで、私の質問は、これについては終わります。

○議長 執行部、答弁よろしく申し上げます。大石町長。

○町長 岡田議員の再質問にお答えをしたいと思います。

今、お話にございましたように、給付金につきましても、4月27日時点の住基に登録されている方には全員に給付金が行き渡るよう、これからも手を尽くしていきたいと思っております。

それからまた、これまでも、先ほどもお話がございましたように、マスクも配布をい

たしました。それから、消毒液の配付等も今しておりますが、これから今後、私も一番心配しているのは、夏場のお盆の時期でございます。かなり人の動きも出てくると思っておりますし、また秋口から冬場にかけては非常に、インフルエンザと一緒に、大変な時期が来るんじゃないかなと、こういう思いもしております、やはり第2波、第3波の感染というのは非常に心配しておるところでございます、それらに向けて、やっぱり予防対策をしっかり我々も取っていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

○議長 2問目に行きますか。岡田良成君。

○3番 2問目の質問をさせていただきます。中学校2校に決定して副町長はどのように思うかという、本当に簡単な質問です。これについては過去のことを振り返って言うつもりはありませんけども、この件については全く過去の話でありますけれども、今、ノーかイエスか、よかったか悪いかという等の答弁でも結構ですので、あったことに対する思いがあれば、ご答弁を願いたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対し、片岡副町長。

○副町長 岡田議員の、中学校の再編につきまして2校案でよかったのかというお尋ねにお答えいたします。

当時、様々な選択肢がある中で、関係者間で議論がされ、また、いろいろな検討を重ねた上で決定した2校で再編との結論でございますので、その時点では最良、最適の結論であったというふうに考えております。

以上です。

○議長 2回目、岡田良成君。

○3番 私は今、質問の仕方が悪かったかもわかりませんが、2校案になってから7年なんですね。その7年の間に、生徒数を見ても、その当時は中学校の生徒が124名です、池川と仁淀中学校。今、この両2校を合わせて74名なんです。過去のことですから、あまり掘り下げることはありませんけども、その当時のことを思い出したら、当然、中学校の生徒数の数字は分かっておる。ですから、私は1校にしたかどうかということで町民の方々と署名を取ったことがあります。

私は今、これを掘り下げて物を言うということは、仁淀川町に1人でも人が増えてもらいたい。そのときはクラブ活動もできておりました。吾川中学校では全国優勝しました。そして、池川中でも1回、全国優勝しました。今、中学校のクラブにしても、仁淀中学校

と池川がクラブを合同にするとすれば、全国大会へ行けると言われたことが、生徒数が少なくなって行けなくなった。そしてまた、今現在、佐川とやっても行けなくなったというふうな実態なんですよ。

そのときにも、庁舎の改修工事、耐震工事、その他について、当時1億7,000万ぐらいのお金がかかっています。そういうことを頭に思い浮かべたときに、本当にその2校案でよかったのか、1校案でよかったのかということを考えたときに、2校案になったことに対して、過疎も進んでおるんじゃないかなど。生徒が少なくなったら、あるいは佐川に行こう、高知に行こう、子供の将来のことを考えたら、親は子供のことを心配します。親は子供のために生きているようなものなんですよ。だから私はこういうふうな、もっと先が見えた、10年先を見た、町長も次、町長選に出るかも分かりません。町長がやるかも分かりませんが、私は将来に向けて、10年ぐらいの見通しを立てて仁淀川町の行政をしてもらいたい。

今、なぜそれを言うかというたらですよ。学校は少なくなった、生徒はおらんかった、仁淀中学校でも何名ですか、今、池川が現在33名、仁淀が38名です。去年の秋にも運動会に行っただけでも、38名ぐらいの子供が運動会をやって、みんなの姿を見たときに、親としてかわいそうだなというふうな思いもしました。これは親の責任でもあります。私たち議会の責任でもあります。執行部だけではありませんけども、やっぱり提案する側については強い意思を持って、仁淀川町の将来を見た提案をしてもらいたい。そしてまた、先を見た行政をしてもらいたいということを強く要望して、今後は10年、20年先を見た行政をしてもらいたいということを強く、怒りを持って、私の中学校についての質問を終わりますけれども、それに対して、副町長、今後について、今、そのときはそれでよかったということであろうと思いますけれども、改めて私が言った言葉も頭に思い浮かべていただいて、今後の行政についてしっかりと取り組むという姿勢をご答弁でお願いしたいと思います。

○議長 片岡副町長、答弁。

○副町長 平成25年に統合というか、2校に再編されまして、岡田議員のおっしゃるように、124名が現在70名余りということで、50人余りの減少となっております。ただ、これは因果関係といたしまして、2校だったからこうなったのか、1校だったらもっと残っていたのかということは、これは分からないことですが、おっしゃられたように、今後、いずれの場面におきましても、いずれの事業におきましても、やはり将来を見通し

た、10年、20年の計画を、先を見据えた計画、また事業への取組をしてまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導を何とぞよろしくお願いいたします。

○議長 岡田良成君。

○3番 今、副町長の答弁では、その当時はこうだった、だから今現在少なくなった、その因果関係は分からんと、こういうお話がありましたように思いますが、それぞれ考え方も違うでしょう、思いも違うでしょう。私は2校案になったことに対して、過疎になったということを強く申し上げたい。これは考え方の相違ですので、私はそう思います。

私は今なぜそれをいいますと、町民の方々と子を持つ親と話をしてまいりました。日鉄校区にしてもそうです。生徒が少なくなったから子供がかわいそうな、だから私は佐川から通いますと、あるいは、いのから通いますというふうな話も聞いてまいっておりますので、ここでああこうだという、済んだことに対する議論はしませんけども、私が今日申し上げたことを頭に置いていただいて、今後の行政の指導者として頑張ってもらいたい。強く要望いたします。

終わります。

○議長 答弁は要りませんか。

○3番 はい。

○議長 それでは、3問目をお願いします。岡田良成君。

○3番 3問目でありますけども、今年、新規に採用された方についてお伺いをしたいと思っております。

今年の新規採用者は4名だと聞いておりますけども、この新規採用者について、どういふふうな採用の仕方ということをお聞かせ願いたいと思っております。採用の在り方についてお聞かせ願いたいと思っております。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 岡田良成議員の「新規採用者について何う」の、新規採用者の決定に至るまでの内容のご質問にお答えさせていただきます。

新規採用者の決定に至るまでの内容については、定員適正化計画や退職者などの状況を考慮し、募集職種や人数などを検討の後、職員採用資格試験要領による職員採用資格試験案内を町広報紙や町のホームページに掲載するとともに、町内地区回覧で周知しております。ただし、個別試験などの募集期間によっては広報紙へ掲載できない場合がございます。

第1次試験は高知県町村会が取りまとめを行う日本人事試験研究センターの統一試験を

基本とし、教養試験及び職場適応検査を行います。さらに、専門職の場合は引き続き専門試験を実施します。個別試験などを単独で行う場合には、直接日本人事試験研究センターと契約を行い、第1次試験を実施します。

第1次試験の結果報告を受け、全国の試験結果の状況や職場への適応性を考慮して決定した第1次試験合格者に対して、第2次試験の通知を行います。第2次試験は論文試験と面接試験を行い、第1次試験の結果と併せて合格者を決定しております。その後、合格発表の告示を行い、町ホームページに掲載するとともに、合格者に内定通知書を送付し、採用内定の請書を提出していただいております。

昨年度は7月4日木曜日から8月16日金曜日まで、一般行政職及び土木技術職、保健師の職員募集を行い、9月22日日曜日に1次試験、10月20日日曜日に2次試験を実施し、10月21日月曜日に合格発表を行いました。資格試験の申込み者は一般行政職16名、土木技術職1名、保健師1名で、合格者は一般行政職4名、土木技術職1名でした。1次試験を合格した一般行政職の受験者2名と保健師1名が第2次試験を辞退し、合格した一般行政職のうち1名が辞退をしております。

このことを受け、保健師の募集を11月21日木曜日から12月20日金曜日まで行いましたが、申込みはありませんでした。これらにより、令和2年4月の新規採用職員は、一般行政職3名と土木技術職1名となっております。

今年度は、個別に保健師の第1次試験を7月12日日曜日に行うよう、6月1日から19日まで募集しております。また、新規高等学校卒業者の就職に関する申合せを考慮した統一の第1次試験を9月20日日曜日に予定し、一般行政職、土木技術職、理学療法士の募集を7月2日木曜日から8月14日金曜日まで行う予定としております。

総務課からは以上となります。

○議長 岡田良成君、再質問。

○3番 総務課長のご答弁は分かります。採用試験についても分かるような気がします。私は何を言おうというたらですね、一般職、特別の技能を持った方々については仕方ありませんけども、できるだけ仁淀川町から職員の採用をお願いしたい。

というのは、町民の五千数名の方々は仁淀川町をようになってもらいたい、将来、人が増えてもらいたい、若い者は仁淀川町に残ってもらいたいというのは皆思っています。その中で、今までは町外から通う職員の問題が度々出ました。これは今も言うふうに、町民の方々は、若い者はおらん。困ったもんじゃねえと、山へ行ったら高齢者の方ばっかしやと、

仁淀川町の将来を見たらさみしい。しかし、若い者は、役場の職員がおるじゃないかと、どうなっちょらあよというのがあります。これまで言ったら、私が言う内容については理解をしていただけたと思いますけれども、私は、能力主義なのか、あるいは地元にお父さんがあり、親のところから子供さんは役場に通う、その子供さんは将来、仁淀川町で職員である限りは外へ出ていかないと。役場の職員は、皆さん、地元に戻ってきたいから職員になりたい。しかし能力にはちょっと自信がないという方もおられるでしょう。だから、私は面接の段階で、この子は仁淀川町におれる子か、あるいは外から来て二、三年すれば高知に出ていく子かというぐらいは、面接をする方々は理解ができる、それだけの眼鏡は持っておると思うんですよ。

だから、私が言いたいことは、仁淀川町で定住してくれる方を採用してもらいたいと。役場の職員の試験を受けるぐらいの者は、努力すれば役場の職員ができる。そしてまた、今現在も町外から通っている方々がおりますけど、非常に優秀な方がおられます。必ず否定じゃないですけども、今、仁淀川町の町民の心を思うたときに、町民の方々、皆さん、仁淀川町におってもらいたいと皆思っています。そういう意味を含めて、できるだけ仁淀川町の者を採用してもらいたいと。ああ、この子が来た、おられます、仁淀川で私はやりますと言っても二、三年すれば当然外へ帰ります。そういう人が大事なのか、私が今聞いても、仁淀川町に皆、来たときには、あんたはどこの子供さんよ、どこよと聞いたら分かりましたけど、今は高知からですよとか、親戚の方はどこですかって知りません。さびしい仁淀川町になっております。足元を固める仁淀川町になってもらいたい。試験だから仕方ないとは言いますが、それぐらいのことは、仁淀川町の町民を守るために、地域を守るために、考えたら済むことじゃないでしょうか。

それと、企画課長にお尋ねいたします。先ほど抜けておられますけども、今、仁淀川町の移住・定住に関する前年度の費用、かかった経費、総額どれぐらいか、お尋ねしたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対し、前半部分を町長か副町長、一緒に答弁でいいですか。

それでは、古味企画課長、答弁。

○古味企画課長 ただいまの岡田議員の再質問にお答えさせていただきます。

仁淀川町の移住・定住に関する前年度の支出の総額のご質問ですが、令和元年度の移住・定住関係事業の支出額は、移住促進事業費381万9,142円、地域おこし協力隊事業費1,034万962円、移住拠点施設管理事業費782万3,202円でございます。総額2,198万3,306円

となっております。

以上でございます。

○議長 前半部分の答弁を、大石町長、答弁。

○町長 岡田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

職員採用に当たっては地元採用を優先して取り組んでいただきたいと、こういうことだと思っておりますが、昨年度の状況を見ますと、やはり申込み、本当であれば、もっと仁淀川町の町内から、先ほども総務課長から話があったんですが、保健師の問題にしても、申込みがなかったわけでございますけれども、本当にこう、そういった、町内から、かなり応募していただきたいという思いは私も同じ、同感でございます。

それと、我々としても、いろんな面接等を通じて、できるだけ、1次試験は全国共通ですから、一定の基準はクリアしていただきたいと思っておりますが、2次試験においては、できるだけそういった町内の出身者、あるいは町内で頑張っていくと言われるような、面接の中でもやはり仁淀川町に住んで頑張っていたかということを、念を押しながら話をして採用しております。

昨年度の状況でいいますと、かなり仁淀川町の出身者も頑張っていたいて、合格しておりますので、やはり今後においても仁淀川町の出身の方、あるいは仁淀川町にゆかりのある方、こういった方にぜひ頑張っていたいて、我々もそういった方をぜひ採用をしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長 再々質問、岡田良成君。

○3番 私が今回質問することは、私もある程度知りながら、町長も知りながら、そりゃあ町長としては言えんところがあるでしょう。私は今、一般職にしたら、そういうことで、仁淀川町の本当の出身者であって、Uターンで帰ってきたい方もおります。しかし、1次試験でちょっとすれすれな子もおるかもわかりませんが、やっぱり仁淀川町をどうしようかと、将来の仁淀川町はどうあるべきだと考えたときには、それは今、それぐらいのことを考えていただいて、何が正しいかということをもう1回認識した、次からの採用試験にお願いもしたいと。

それともう1つ、今、教育長、やる者がおらんと。特別の技能をもった方々がおられんことは、看護婦さんとか保育士さんがおりませんが、やっぱり教育の社会から、中学生のときから、仁淀川町へ帰ったらこういう仕事がある、だからやってみませんかというふうな、初期的な指導というのも大事だと思うんですよ。だから、ぜひとも仁淀川町に人

が残ってもらうために、仁淀川町が養成すると。小さいときからそういう指導をしていくという考え方で、教育の方針もお願いもしたいなというふうに思います。

企画課長、今の総額、約2,200万です。これ、全体的なことを申し上げましたら、仁淀川町には若い者を採用する、しかし採用した者は外へ出ていく、一、二年したら高知へ帰る、いのへ帰る、佐川へ出ていくというのが現状です。片や2,000万かけて、人に残ってもらいたいという事業をやっております。だから、真面目に考えたら、私はおかしな気がする。そりゃあ曲げて難しいことは言いませんけども、できるだけ仁淀川町の者を採用していただいて、仁淀川町を守る。

私、こんなことをいろいろ考えておりますけど、人間、常識を考えたらそうあり得ると思うんですよ。しかし、能力の問題があるでしょう、特殊な技能の問題があるでしょう。それはある程度は皆さん、町民は分かると思うんですが、町民の方々は私が思っているように、皆さん口に出さんけど、思っております。だから、私は今後、そういう仁淀川町に帰って職員になりたい、やってみたい、私は前も町長に言うたんですけども、仁淀川町に残ってもらえる方がおるんだったら、全国から公募したら、仁淀川町の公務員になってくれるもんがおると言うたことがありますけども、恐らく全国から公募して仁淀川町に定住してくれと言ったら、今の時期はおると思うんですよ。そういうような、総合的に含めて、どうやって仁淀川町に人が残ってもらえるかと、猫でも犬でもそうですよ、人が多いところに人が集まる、少ないところは人が避けて通る。いなくなるというのは、猫でも犬でも、動物はそうです。

私はゆうべ、この議会の中で、簡単な質問ですけれども、真面目に仁淀川町のことを考えて、ゆうべ、酒を飲んで寝ました。そのときに、私は夢を見ました。その夢は、今日、このお話をしたときに、今年、4名が仁淀川町の職員になってくれた。この4名の職員は、退職するまでは仁淀川町で住居を持っておると。出ていくときは仁淀川町をやめて出ていったと。そしてまた、今現在おられる方々についても、こういうことがあったということで、今現在やっている仕事に対して、意欲を持って、私は外から来ているから一生懸命やるんだと、光る人間になってもらうような、明かりが見えたような夢を見ました。私はこの夢が、何度か今も考えたときに、実質的にそれは仁淀川町の人口があまり減らなくていくんじゃないかなというふうにも思いました。だから、私が言うことは皆さん、町民が考えたら同じことを思うでしょう。ですから、本当に仁淀川町を愛する、仁淀川町に定住する1人の人間として夢を見ました、ゆうべは。ほとんどの方々は仁淀川町の町民で

あって、特殊な方は仕方ないと。特殊な事情もあるでしょう。当然そのことについて、皆、町民の方も理解してくれるでしょう。

取り留めのない話をしましたけども、とにかく私が言うことは、1人でも仁淀川町で定住してもらいたいというところからの、全部の質問については、そういう強い気持ちを持って考えておるということを、意思表示をした質問にさせていただきました。今後とも、嫌なことを言いますけれども、本当の町民の心は私とようけ変わらない。ですから、ぜひとも今日の質問したことに對して、今後の何かの形になれば、参考になれば、ぜひともお願いしたいということを最後に申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に對して、夢のある答弁を。町長、答弁。

○町長 岡田議員の再々質問にお答えしたいと思います。

議員が言われるように、やはり仁淀川町に住んで頑張っていきたいと、こういった方が1人でも増えていく、これは大事なことだと思っております。

教育の話も出ましたけれども、高校、あるいはそのなりますと、やはり町としても定住に向けて、制度も改革しまして、やはり今、奨学金を借りても、卒業したら仁淀川町へ帰って定住していただくと、またそれに対して町が補助していくということですから、実質は返さなくてよくなるわけですから、そういったことも利用しながらいきたいと思っておりますし、また、佐川高校においても、さくら咲くプロジェクトで、やはり地域をまず知っていただくと。学生の方にも、1年から3年間通じて地域をできるだけ知っていただくというような取組もされております。そういった中で、私もよく先生にも言うんですけども、何とか仁淀川町を受けてみたいという方が1人でも多くなるような卒業生を出していただきたいというような話もしております。そういった形で、我々としても、いろんな面接等を通じて、そういった形で仁淀川町に住んで頑張っていくという人をいっぱい掘り起こしていきたいと思っておりますので、今後ともそういった姿勢で取り組んでいきたいと思っております。どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○議長 竹本教育長。

○竹本教育長 岡田議員の再々質問にお答えします。

ただいま町長が言われましたように、佐川高校でさくら咲くプロジェクトという、高吾北の地元の伝統文化や産業を子供たちが自ら研究をして、いろんな提言をしていただくというような、そういった授業をしております。私も度々見せてもらいますけれども、非常に充実した素晴らしい内容になっています。

ただ、高校に入ってそういったことをするということでありますけれども、できれば小中学校のときから自分の町を知ってもらうということは非常に大事ではないかと思えます。そして、高校に行って、また近隣の町も知ってもらうということで、ますます地元に対する愛着が起こるんじゃないかとも考えておりました、今、中学校等で校長先生方とそういった町内の地域学のようなことを少しでも取り入れられないかということでお話しておりますので、できるだけ早くそういったこともしていきたいと思えますし、また新しく来られた先生方には、去年から、地元を知っていただくために、それぞれの地区の視察研修というものも行っておりました、少しでも地元を誇りを持ってもらえる活動を子供たちに広げていければと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長 以上で岡田良成君の質問を終了いたします。

続きまして、通告第4号、議席番号5番、大野弘君の質問を許可します。大野弘君。

○5番 通告第4号、議席番号5番、大野です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、新型コロナウイルスに感染されました方々にお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた多くの方々に心よりご冥福を申し上げます。

それでは、お茶の取組状況について質問をさせていただきます。

高知県では、1985年には荒茶の生産量が1,000 tありました。現在では200 tほどにまで減少しております。面積につきましても、180haに減少しているとの状況でございます。本町におきましても、農家の高齢化で面積や生産量が大きく減少しております。町の基幹作物であるお茶の生産量が年々減少している中、様々な手段を講じてきたと思えますが、この現状についてどのように考えているのか、また、今後の取組について伺いをいたします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。大石町長、答弁。

○町長 大野議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、仁淀川町の茶生産状況につきましては、令和元年度におきましては、生産農家戸数、約320戸、栽培面積、約70ha、荒茶生産量、約60 tとなっており、平成26年度からの5年間におきまして、栽培面積、荒茶生産量ともに約15%の減少となっております。

ちなみに、令和元年度の全国主要生産県の茶栽培面積は約3万5,600ha、5年間の減少率は約10%となっており、全国的にも荒茶の生産量は年々減少傾向にあります。

荒茶の生産量の低下の要因といたしましては、消費者のライフスタイルの変化に伴い、

緑茶の購入量が減少する中での価格低迷、また、中山間地域の傾斜地茶園での農作業はかなりの重労働であり、高齢化や後継者不足による作業負担増などによる離農、茶園荒廃が最大の要因であると考えております。

この対策につきましては、現在、中山間地域等直接支払制度を活用しており、令和2年度は5年間で実施する第5期対策の1年目に当たり、町内18の協定を組織し、一定の交付金を助成し、農地管理を行っております。

昨年、作業負担軽減化対策といたしまして、仁淀地区に自走式茶園管理機の導入と、茶園管理道整備を実施いたしましたが、ほかの事業につきましても、農家からの要望がございましたら、積極的に対応してまいりたいと考えております。

また、本年度より、従来から実施しておりました農作業受託事業補助金を改め、町単独事業としまして、仁淀川町茶栽培支援交付金制度を創設し、春の収穫、秋の刈りそろえなどの茶園管理が適正に行われている茶園管理者に対し、一定額を交付いたします。

現在、中山間直接支払制度のデータを基礎に、GIS、航空写真などを併用しながら、茶畑面積の把握に努めておりますが、整理ができ次第、広報周知を行い、申出を受け付ける予定となっております。

一方で、現在、仁淀川町には、茶の担い手農家数は法人も含め20件ございますが、担い手による農家の集積率は約45%に達しており、担い手に対する農地の集積・集約化が進んでいます。その担い手農家の中には、製茶の海外発送も視野に入れた農家もあり、海外出荷基準の残留農薬検査基準をクリアするため、年1回、専門検査機関に検査を依頼しており、その検査料の一部を農作物輸出促進事業費補助金として助成しておりますが、このような県外、海外における販売促進活動に関しましても、積極的に支援してまいりたいと考えております。

先ほど申しました、消費者のライフスタイルの変化に伴う緑茶の購入量減少の大きな要因は、手軽に飲めるペットボトルの普及により、特に若い世代で、お茶を急須で入れる文化が希薄になったことが挙げられると思います。仁淀川町のお茶、土佐茶文化の継承のためにも、教育委員会などとも連携し、小中学生を対象にした日本茶体験学習等も実施したいと考えております。

今後は県普及センター、JA、茶業試験場と連携し、生産、加工、流通販売を一体とした茶産業振興支援を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問ございますか。大野弘君。

○5番 本年度の予算に茶栽培支援補助金400万円を計上していただいております。しかし、この制度についての内容はどのようになっているのか。この管理をするに当たって高齢化しております。そういうことで、なかなか管理ができないというようなことで、旧の仁淀のほうで受委託ということで、管理を補助というか、町のほうの補助金で施行しておったと思います。それを、ただお茶を作りゆうところに渡す、それでは全くできません。だから、それを管理していただく、摘採とか、そういうものをしないと、なかなか高齢者の方は放棄地にするしかないというような状況であります。

それで、直接支払制度で、以前19協定あったのが18に減ったということで、これも、お茶の面積も多分減っちゃうんじゃないかなと。管理をようせんから脱退するよというような形になっておると思います。そういうこともあって、とにかく肥培管理をやっていただきたいとお年寄りも現金化したいというようなことも言っております。ただ飲み茶を取るだけやったら本当に少しでええし、JAについても施設投資をして、かなり整備をしております。そういうところが一番ダメージを受けるんじゃないかな、そういうふうに思いますので、何とか肥培管理をやってくれるような仕組みづくりをぜひお願いしたいなというふうに思います。ただ補助金だけあげたらええんじゃない、そういう形じゃのうて、やっぱり最終的にはお茶畑を管理していただく。

そして、それと学校なんかも、今、長者地区で小学生が毎年お茶摘みをして、自分のところでもんで、それを学校で飲むというようなことも行っております。だから、中学校においても、小規模ですので、少しやったら、学校で使うぐらいのお茶はできると思います。そういうこともぜひやっていただいて、それと学校のお茶畑、そういうのもできるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 大野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

質問にありましたように、仁淀地区ではこれまで、受託事業として農協のほうでやっていただいております。そういった技術者もおられたわけでございますが、栽培のほうの技術が非常に優れた方がおられたわけでございますけれども、やはり仁淀川町としてやるには、ほかの地区ではなかなかそれができない。本当に受託事業をしておったのは、その補助制度を受けておったのは仁淀地区だけだったんです。町内からそういう話があつて、

やはり交付金制度にしてやったほうがいいんじゃないかと。そうすると、シルバー人材センターとか、いろんなそういうところに頼むのもできるということで、一定、こういった交付金制度に統一した形でさせていただいたわけでございます。

今、細かな詰めをさせていただいておりますが、一定面積以上の茶を栽培しているところについては一定の交付金を交付していこうということで、今、準備を進めております。これが詰まり次第、周知をしていきたいと思っておりますが、これが本当に400万円で足りないぐらい皆さんから申込みがあればいいなというような思いも持っておりますが、本当に今は、茶の生産されておる方も大変高齢化も進んでおり、大変厳しい状況にあらうかと思っております。中山間直接支払制度、あるいは今回の交付金制度、そして、さらには国のほうでもいろんな制度が今できておりますので、やはりそういったものをうまく組み合わせながら、何とか地域で頑張りたい。

そして、今、組合等あるいは生産農家も、かなり集約もしてきております。そういった形も後押しもしていきたいと思っておりますので、そういった総合的な形で取組をしていきたいと思っております。

あとはいかに緑茶の需要を増やしていくかと、これも非常に、この販売のほうも大事だと思っております。先ほども申し上げましたように、海外に目を向けて頑張っておる生産者の方もおられますし、そういった方の応援ももちろんしていかなくてはなりません。今お話がありましたように、長者地区ではいろんな小学校のほうでも取組をしていただいております。また教育委員会のほうとも連携しながら、やはりまず町内の学校からそういった取組をしていくということも大事だと思っておりますので、そういった総合的な取組を今後、町としても精いっぱい支援をしていきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 竹本教育長。

○竹本教育長 大野議員の再質問にお答えをいたします。

現在、町内の小学校では全てお茶作りの体験学習をしております。保護者の地元の方に教わりながらやっておるわけですが、また、中学校については、小学校ではお茶作りをやる、中学校でまた違うことをやるというような、一定、役割分担みたいなものが出てきているのではないかなというふうに思いますので、また校長会等とお話をして、できる範囲で検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 再々質問、大野弘君。

○5番 茶栽培の補助金でございますけども、これ、先ほど町長の答弁の中で、シルバーとか、そういう形のところへ補助金をやって、やってもらうというような話ではないんでしょうか。それとも、個人で申請すれば、そこからシルバーとか、周りでやっている茶を栽培している人をお願いして、その補助金を回すというような話なのか、それをするのであれば、個人的にとにかく申請してやる、なかなか仁淀で受委託制度をやったときに、その作業をする方がいないということで、吾川、池川まで普及しなかった、そういう経緯がございます。なかなかきちつとようせんというような方があって、なかなか受け手がおらんかったんじゃないかなと思いますけども、そういうきちつとした受付の窓口とか、そういう補助の要綱ですか、そういうものはきちつとできておるのか、その辺をお伺いします。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 大野議員の再質問にお答えしたいと思います、この町の単独の交付金制度、これは生産者に面積に応じて交付するという形を取っていきたいと思っています。それで、生産者は、もし自分でできない部分については、やっぱり農協なり、あるいは森林組合もあるかもしれません、シルバーもあるかもしれん、そういった方に、あるいは地域の方で可能な方を雇ってやっていただくと。それに、その交付金を使っていただくという形になろうかと思っております。

確かに、言われたように、仁淀でもその栽培技術者がなかなかいなかったと思いますが、なかなかこれは手の要る仕事ですが、私自身も以前はかなり、シルバーをお願いしたこともあります。やはりそういった中でやはりきて、刈りそろえとか、いろいろやっていただいたこともあるんですが、それなりにまたできる方もおろうかと思っておりますし、我々もそういった栽培技術を持った方々を育てていくということも大事だと思っておりますが、やはりいずれにしても、今回の町の制度はそういった形で、生産者自体に一応、交付金が面積に応じて行きます。そのお金でそういった方を雇っていただいて、対応していただくということになろうかと思っております。

まだ最終の詰めが、ちょっと今、最後の詰めに来ておりますけれども、間もなくその辺りをきちつとして周知をしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

○議長 よろしいですか。

以上で大野弘君の質問を終了いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

明日10日、午前10時、再開いたします。本日はこれで延会いたします。

午後 3時03分 延会

